

令和5年第7回網走市教育委員会会議録

令和5年6月28日（水）午後4時00分 西庁舎2階会議室に招集した。

1. 出席者は次のとおりである。

教育委員 富永 雄一 ・ 中山 真弓 ・ 佐々木 砂宗 ・ 池田 真哲
教育長 岩永 雅浩

2. 会議の議案は、次のとおり。

議案第1号 網走市教育支援委員会委員の委嘱について【公開】【原案可決】
議案第2号 網走市学校保健委員会委員の委嘱について【公開】【原案可決】
議案第3号 網走市社会教育委員の委嘱について【公開】【原案可決】

3. 説明のため出席した者は、次のとおり。

学校教育部長 北 村 幸 彦
社会教育部長 吉 村 学
学校教育部次長 大 垣 正 紀
学校教育課長 高 橋 善 彦
学校教育課参事 里 見 達 也
社会教育課長 湯 浅 崇

4. 会議の書記は、次のとおり。

学校教育課庶務係長 小 澄 晃

5. 会議の署名委員は、次のとおり。

本日出席委員全員および教育長

岩永教育長

ただ今から令和5年第7回網走市教育委員会を開会いたします。
本日の出席委員は教育委員4名と教育長が出席しております。
本日の会議録署名委員の指名ですが、出席をされている委員全員と教育長といたします。

次に、令和5年第2回～第4回教育委員会会議録につきまして、記載した事項に関してご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

(「ありません」との発言)

特になければ、会議録は調整のとおり承認することといたします。

次に、教育行政について、事務報告をお願いいたします。

北村学校教育部長
吉村社会教育部長

4月28日から6月28日までの学校教育部教育行政事務報告
4月28日から6月28日までの社会教育部教育行政事務報告

岩永教育長

ただ今、報告のありました教育行政について、ご質問等ございませんか。
(「ありません」との発言)

特になければ、以上で教育行政についての事務報告を終わらせていただきます。

それでは、本日の議題に入ります。議案第1号「網走市教育支援委員会委員の委嘱について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

高橋学校教育課長

議案書の1ページから2ページおよび委員会資料の1ページをご覧くださいます。

ただいま、ご上程いただきました、議案第1号「網走市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

この委員会は、心身に障がいを持つ就学予定者、及び児童生徒の就学に対する学校教育法施行令第18条の2によるところの「専門的知識を有する者の意見」を聞く場として、網走市附属機関条例第3条別表に基づき、記載のとおり所掌事項を行うことを目的に設置されております。

委員構成につきましては、議案書に記載のとおりでございます。各所属団体等からの推薦により委嘱しております。

なお、委員定数につきましては、先月開催された第6回教育委員会におきまして、定数の見直しに係る関係条例（網走市附属機関条例）の改正条例案を審議決定いただきまして、過日開催の網走市議会第2回定例会におきまして議決を得たところございまして、現行は「25名以内」となっております。

このたび、令和5年6月30日で委員の任期が満了となりますことから、議案書の2ページに記載の委嘱予定者21名につきまして、令和5年7月1日から令和7年6月30日までの任期で、新たに委嘱しようとするものでございます。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岩永教育長

ただ今、議案第1号につきまして、提案理由の説明がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思っております。

佐々木委員

確認ですが、資料だと20人で、議案では21人となっており、藤田さんが新たに追加になったという認識でよろしいでしょうか。

高橋学校教育課長

その通りでございます。資料の名簿ですが、令和5年7月1日から令和7年6月30日となっておりますが、本来前の委嘱期間である令和5年6月30日までの名簿として捉えていただきますようお願いいたします。正しくは、令和3年7月1日から令和5年6月30日までの旧名簿でございます。申し訳ございませんでした。

岩永教育長

その他に質問はありませんか。

（「ありません」との発言）

それでは、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」との発言）

異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第2号「網走市学校保健委員会委員の委嘱について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

高橋学校教育課長

議案書の3ページから4ページ、委員会資料の2ページをご覧ください。

ただいま、ご上程いただきました、議案第2号「網走市学校保健委員会委

員の委嘱について」ご説明申し上げます。

この委員会は、学校における学校保健に関して、記載の所掌事項を行うことを目的に設置されております。委員構成につきましては、議案書に記載のとおりでございます。各所属団体等からの推薦により委嘱しております。

このたび、令和5年6月30日で委員の任期が満了となりますことから、議案書の4ページに記載の委嘱予定者16名につきまして、令和5年7月1日から令和7年6月30日までの任期で、新たに委嘱しようとするものでございます。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岩永教育長

ただ今、議案第2号につきまして、提案理由の説明がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思っております。

(「ありません」との発言)

それでは、お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第3号「網走市社会教育委員の委嘱について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

湯浅社会教育課長

ただいまご上程いただきました議案第3号「網走市社会教育委員の委嘱について」ご説明いたします。議案書5ページから6ページ、資料3ページをご覧ください。

本件は、現委員の任期が本年6月30日をもって任期満了となることから新たに委員の委嘱をしようとするものであります。

新たな委員の任期につきましては本年7月1日から令和7年6月30日までの2年間とし、委嘱予定者は、議案書6ページに掲載のとおり、現委員から6名及び今回新たに委嘱しようとする者4名の、あわせて10名でございます。

社会教育委員は、網走市社会教育委員設置条例に基づき、教育委員会が設

置するものであり、委員の所掌事項は記載のとおりでございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

岩永教育長

ただ今、議案第3号につきまして、提案理由の説明がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思えます。

(「ありません」との発言)

それでは、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

以上で本日の案件につきましては、全て終了いたしました。その他、案件以外で何かございますか。

湯浅社会教育課長

議案にはございませんが、教育委員会へ社会教育委員の会議より提言書としまして、ご意見をいただきましたので、ここでご報告させていただきます。6月23日、社会教育委員の会議議長「久田 誠」氏と副議長「成瀬光子」氏を通じまして、教育長へ網走市における社会教育施設のあり方に関する提言書の提出がございました。この提言書は、社会教育法第17条の3及び網走市社会教育委員設置条例第3条の2に基づき、社会教育委員の研究調査活動として、2年間取り組まれた成果としてのご意見をいただいたものでございます。本提言書は、現状で耐震基準を満たしていない市民会館と総合体育館について、網走市の将来的な人口動態、周辺市町との関係性、社会教育施設がもつ意義を認識しつつ、将来にわたり住み続けたい町網走のあるべき姿を共有したうえで、更新・整備が図られるべきとの意見をされております。その際の規模や機能、整備手法、整備場所、管理方法について、道内の施設の視察等を基に客観的な視点にたって、意見が添えられております。今後は、各施設の審議会や協議会にこの提言書をお示ししたうえで、ご意見等をいただき、将来的な整備に向けて市として準備を進めていく足がかりとしたいと考えております。教育委員の皆様には、お手元にお配りしております提言書のご確認をお願いします。私からの報告は以上です。

岩永教育長

皆さんから何か確認しておきたい点等ありますでしょうか。

佐々木委員

次回の教育委員会で質問でもよろしいでしょうか。

岩永教育長

問題ありません。それでは、一旦確認していただきまして、何か質問事項がありましたら、次回の教育委員会にてお受けいたします。

それでは、以上をもちまして本日の教育委員会を閉会させていただきます。お疲れさまでした。

【午後4時22分 閉会】